

(別紙)

令和8年度 景観計画推進業務（奄美市景観計画見直し検討調査業務） 仕様書

1. 業務名 令和8年度 景観計画推進業務（奄美市景観計画見直し検討調査業務）

2. 目的

奄美市は、特有の多様な生き物が息づく生態系とともに、自然と深く関わりながら形成された人々の暮らしや文化を価値ある資源として後世へ引き継ぐため、平成23年10月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、令和4年12月、「奄美市景観計画」を策定した。

また、平成29年3月に奄美群島国立公園の指定を受け、令和3年7月「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録された。

世界自然遺産登録を契機に、コロナ禍以降観光客の増加傾向が見られ、市内で大小様々な観光開発の動きが増加するなど、現行計画の策定時から社会経済情勢が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、奄美市の良好な景観を未来に継承するため、本業務ではこれまでの景観行政の成果を評価・検証するとともに、市民や民間事業者など関係者の意向を広く把握し、現行計画の見直しの必要性について検討するとともに、今後の景観施策の方向性についてとりまとめを行うことを目的とする。

3. 履行期限

契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

4. 業務内容

(1) 現況調査及び現行計画の評価・検証

近年の本市における世界自然遺産登録後の観光客動向や開発動向など、本市を取り巻く社会情勢の変化について必要な調査を行い、景観形成に与える影響や課題を整理する。また、現行計画に基づき実施された届出制度の運用実績等を整理する。以上を踏まえ、各種制度の継続性や改善の必要性などについて評価・検証を行い、課題を整理する。

(2) 法制度等及び参考事例

景観に関する本市の上位・関連計画や条例等、各種制度の適用状況を把握するとともに、景観形成に関連する法制度の内容について整理する。また、本市が抱える課題に対し、先進的な取り組みを行う他自治体の事例を調査・分析する。

(3) 市民及び民間事業者等への意向把握の実施

市民、民間事業者等に対し、景観施策の現状や今後の方向性に関する意向を把握し、分析を行う。なお、効果的に意向を把握するために、適切な手法を選択して実施すること。

(4) 庁内や関係機関等との調整支援

景観施策等の今後のあり方の検討に向けて、庁内や関係機関等との調整を支援する。

(5) 今後の景観施策等の方向性のとりまとめ

(1)～(4)の成果を踏まえ、現行計画見直しの必要性も含めて、本市の課題を総括し、景観施策等の今後の方向性についてとりまとめを行う。

(別紙)

5. 成果物

<提出書類>

履行期限内に本業務に係る以下成果物を提出すること

(1) 業務報告書 2部

※成果のとりまとめに、業務において作成した資料を加えて、A4版ファイルに綴ったもの

(2) 前号掲げる成果品の電子データ (CD-R等) 1枚

(3) その他 発注者が必要と認める書類

6. 著作権

成果物の著作権は発注者に帰属するものとする

7. 一般事項

(1) 受注者の責任に起因して発生した損害については、受注者の責任で賠償する。

(2) 受注者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、発注者から提出を求められた際は速やかに提出する。

8. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

9. 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

10. 手直し

受注者は本業務が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

11. 特記事項

(1) 作業過程において、疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

(2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの企画提案書に基づく事項を実施すること。

12. 担当部署

奄美市建設部都市整備課まちづくり推進室 担当：佐野・川元

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

TEL：0997-52-1111 (内線5457) E-Mail：tokei@city.amami.lg.jp